

カントリーリスク概念とBIS統計*

有 馬 敏 則

1. はじめに

1971年8月15日の金・ドル交換停止による第2次大戦後のブレトンウッズ体制の名実とも崩壊、ドル本位制ともいえるスミソニアン体制を経て、1973年2月から3月にかけての主要国の変動相場制移行から30数年を経過した現在、国際経済はグローバル化・変動化・不安定化してきた。国際的な資金の流れも瞬時のうちに変化する度が増大し、1997年8月の東南アジア危機、1998年10月のロシア危機のように一国経済を急速に経済困難に陥れる事態も枚挙に暇がない。

このような状況下で「カントリーリスク (Country Risk)」概念も当初の議論から変化し、またその把握のためのBISによる統計数値の精緻化の努力も進められている。カントリーリスクの定義や評価については、「それを論ずる者の数だけあり、それを論じる者はそれぞれ異なった定義・概念に基づいて論じている場合が多い¹⁾」状況は現在も同様であり、流動的でもある。

カントリーリスク論の詳しいサーベイは別稿に譲り、本稿ではカントリーリスク概念の推移、カントリーリスク概念に変化をもたらす国際的な信用リスク移転取引とクレジット・デリバティブの現状、海外銀行による現地通貨建て現地向け与信増加、これらを踏まえたBIS (Bank for International Settlements, 国際決済銀行) の「国際与信統計 (Consolidated International Banking Statistics)」の抜本的見直しと精緻化について検討したい。

BIS国際与信統計は各国の銀行システムが抱えるカントリーリスクを包括的に

*本稿は陵水学術後援基金による研究成果の一部である。

1) 井上久志「カントリーリスク評価に関する研究方法論・序説」『経済学研究』第47巻1号、1997年6月、p.81.

把握するための基礎的な統計である。同統計は2001年2月のトルコの金融危機や2001年後半のアルゼンチンの金融危機の例に限らず、「近年発生した殆どの国際金融危機の分析に使用²⁾」されている。これは同統計が、国際的活動を行う銀行の対外与信動向をタイムリーかつ包括的に表す唯一の統計とされているからでもある。

2. カントリーリスク概念の推移

(1) 1970年代以降のカントリーリスク研究

カントリー間の資金フローそのものは古くからあったものの、それに伴うリスクが顕在化し注目されるようになったのは、主要国が変動相場制に移行し、第1次石油危機が発生した1970年代前半からである。原油価格4倍引き上げに伴う輸入石油代金を賄うため非産油発展途上国は、国際金融市場から借り入れ、各国銀行も積極的に貸し出しに応じた。それとともに「カントリーリスク」の研究が盛んとなった。そして1982年に発生したメキシコ、ブラジル、アルゼンチン等中南米重債務国の債務不履行危機により、カントリーリスク研究は本格化し、さらに「カントリーリスク評価」の研究も推進された。

(2) P.J.Nagy氏のカントリーリスク概念

「カントリーリスク」研究の先駆者とされる元OECD国際ナショナル・エコノミストのP.J.Nagy氏は『Country Risk』³⁾ (1984年)の著書中で、カントリーリスクを次のように定義している。すなわち「カントリーリスクとは、国境を越えて行われる貸付について、その債務国で発生した出来事のために、損失にさらされている状態」をいい、「それらの出来事は、民間企業や個人では全くコントロールできないもので、少なくとも一部はその国の政府のコントロール

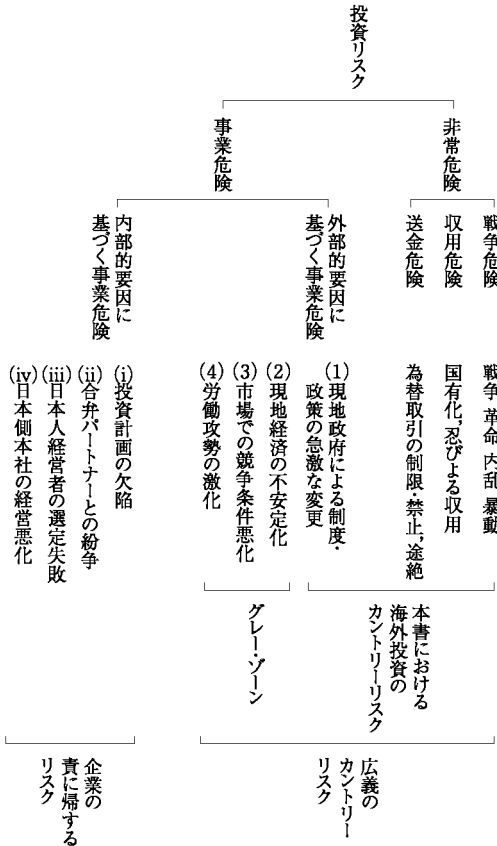
2) 中畑・幸田・菱川「BIS国際与信統計の特徴と見直しに向けた取り組み」『マーケット・レビュー』、日本銀行金融市場局、2002年2月、p.1.

3) 本書はP.J.Nagy, *Country Risk-How to Assess, Quantify and Monitor It*, Euromoney Publications Ltd., London, 1979の改定・増補版である。邦訳は、東京銀行海外情報管理室訳『途上国取引のリスクマネジメント』、東銀リサーチインターナショナル、1985年。

下にあるものと見なすべきであろう⁴⁾とする。

すなわち、カントリーリスクは国境を越えて行われる貸付（Cross Border Loan）に限定して適用されるべきであり、現地通貨建てで当該通貨国で行われる貸付のリスクは除外されると主張する。

第1図 投資リスクとカントリーリスクとの関係図



〈出所〉高倉信昭『カントリーリスクーその実態とリスクマネジメント』ダイヤモンド社、1981年,p.20.

4) P.J.Nagy, *ibid.*, p.13,邦訳, p.3.

（3）高倉信昭氏のカントリーリスク概念

P.J.Nagy氏の定義は対外貸付におけるカントリーリスクを対象としたものであったが、高倉信昭氏は『カントリーリスクーその実態とリスク・マネジメント』（ダイヤモンド社、1981年）で、Nagy氏の考え方を海外（直接）投資についても援用し、第1図を提示した。⁵⁾

すなわち高倉氏は投資リスクを、非常危険と事業危険に大別する。非常危険は海外投資保険が設定した概念で、戦争危険、収容危険、送金危険により構成されている。また事業危険はその内容から、「外部的要因に基づく事業危険」と「内部的要因に基づく事業危険」に分類されるとする。前者は受入国政府の制度・政策の変更等、企業の不可抗力に起因するリスクである。後者は企業自身の責任に帰するリスクである。

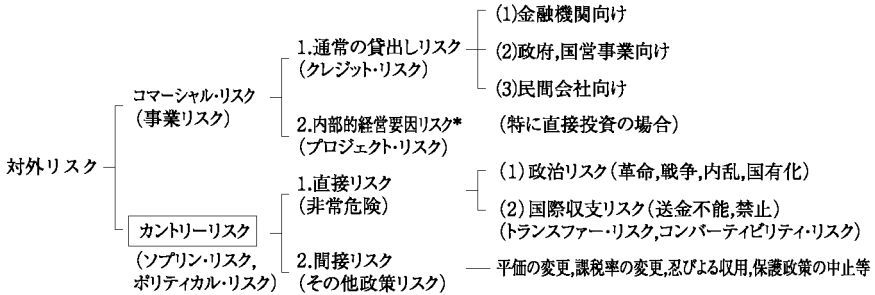
そして海外投資のカントリーリスクとして非常危険全部と事業危険中の外部的要因に基づく事業危険中の（1）現地政府による制度・政策の急激な変更を挙げている。また外部的要因に基づく事業危険（2）（3）（4）を海外投資のカントリーリスクのグレーゾーンとしている。さらに海外投資のカントリーリスクとグレーゾーンを合わせて「広義のカントリーリスク」と定義する。

（4）渡辺長雄氏のカントリーリスク概念

貸付や投融資とは区別して、国家の立場に重点をおいて考察している渡辺長雄氏は『カントリーリスクー投融資国をどう評価するか』（日本経済新聞社、1983年）で、カントリーリスクを対外リスクの一部として把握し、第2図を提示する。すなわちカントリーリスクは、通常の貸出しリスクやプロジェクトリスクを含むコマーシャル・リスク（商業リスク）とは区別され、主権国家の政府への貸付リスクを意味するソブリン・リスク（Sovereign Risk）やポリティカル・リスクと同義であると主張する。

5) 高倉信昭『カントリーリスクーその実態とリスク・マネジメント』ダイヤモンド社、1981年、pp.12-20.

第2図 対外リスクの分類



(注) *を厳密に言えば軽微な外部(政策)要因に対応しうる経営能力の欠如を含む。
 (出所) 渡辺長雄, 前掲書, p.49.

一般にソブリン・リスクは「国の格付け」として認識され、民間格付け会社等が調査・公表しているもので、おもに中央銀行や公共機関の支払能力や国債の償還能力などを指数で示す場合が多い。またポリティカル・リスクは政治的リスクを指し、戦争や改革・クーデターが起こりがちであるとか、そのような気配は無くても普段から政権が不安定であることから生ずるリスクを意味している。また大衆に迎合的政策を採りがちであるといった政治風土の特徴や、社会情勢全般を指す場合もある。

渡辺氏は「カントリーリスクとは金融機関・商社・事業会社が海外に投融資をしたり、貿易をする場合の相手国自体の危険度（逆にいえば信用度）のことである。それは通常の商業リスクに対立する概念である。相手国の主権に基づく重大な政策の変更や状態の変化から生じるリスクをいい、政治リスクと国際収支リスクとから成るものである。もっと広義に言えば当事者の商業責任だけでは対処し難い、投融資相手国の重大な政策や状態の変化から生じるリスクだと概念するのが良い」と、国の枠に固執している。

渡辺氏はカントリーリスクにソブリン・リスクを含めているが、両者を混同

6) 渡辺長雄『カントリーリスク－投融資国をどう評価するか』日本経済新聞社, 1983年, pp.45-49.

すべきでないという主張もある。伊藤祐子氏は「どちらも国家の信用力を測る目安であり、投資関係者が順列を判断しやすいよう結果を符号や数字に置換えて表示する場合が多いこともその一因であろう。しかし両者は最終的に求めるゴールが異なるため、同様の調査データを用いたとしても結果は必然的に同じになるとは限らないので留意が必要である⁷⁾」と批判する。

（5）BIS. 日本銀行のカントリーリスク概念

上述のように種々議論されてきたカントリーリスク概念であるが、日本銀行の概念はより包括的なものである。すなわちカントリーリスクは、一般的に「ある国の政治・社会・経済環境の変化によって、海外投融資や貿易事業が変化を受ける危険性⁸⁾」と定義される。

従来はある国が外国への送金規制導入をしたり、当該国所在の投資資産接收を受けた場合、与信先の国から資金が回収困難となるリスク（トランスファーリスク、Transfer Risk）と同じ意味合いでカントリーリスクを捉えることが多かったが、近年ではある国の政治経済情勢の変化により当該国に本拠を置いた企業の海外拠点が経営困難になるといったリスクを含めて、多角的な角度からカントリーリスクを捉える場合が多くなってきていると主張する。すなわち一国の経済や金融市場が極度の混乱に陥った場合、当該国に本拠を置く全主体が大きな影響を受けることになり、与信や投資相手先国籍は、信用力判断の際に極めて重要な要素であるとする。

この定義にしたがって各国の銀行システムが抱えるカントリーリスクを把握するのに適した統計が、記述のBIS国際与信統計であると一般に評価されている。同統計は各国銀行が海外に対して行ったクロスボーダー与信の残高を、公的部門、銀行部門等セクター別に集計している。また同統計は海外支店や現地法人活動

7) 伊藤祐子「カントリーリスクの理論的考察—ポリティカル・エコノミーの視点より—」『武蔵大学論集』第47巻第2号、2000年1月、pp.175-177.

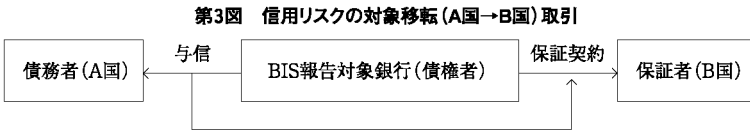
8) 平野・早川・齋藤・重見「新たなBIS国際与信統計の概要—より多角的なカントリーリスクの把握に向けた国際的な取り組み—」『マーケット・レビュー』、日本銀行金融市場局、2003年8月21日、p.1.

も報告対象となっている。したがって日本の銀行が抱えるカントリーリスクについて、ロンドン支店やニューヨーク現地法人の活動も合わせて把握しており、そのセクター別内容も明らかにできる等、P.J.Nagy氏が定義したカントリーリスク概念よりもさらに拡大した内容となっており、グローバル化したマネーの動きに対応したものとなっている。

3. 信用リスク移転取引とクレジット・デリバティブ

(1) 信用リスク移転取引

信用リスク削減方法には第1表のように種々のものが考えられるが、保証や担保差入れ取引で考えてみよう。第3図のようにBISに与信状況を報告する義務のある銀行（債権者）がA国の債務者に与信をするとともに、A国債務者の与信全額をB国保証者と契約して、信用リスクを移転したらどうであろうか。直接的な与信先国籍（A国）と最約的債務者（または支払いを担保する資産）の国籍（B



第1表 信用リスク削減方法

セカンダリー市場における売却
保証の取付け
金融保険の取付け
担保取得
クレジット・デリバティブ(プロテクションの買い)
証券化
契約形態の変更

〈出所〉中山貴司・河合祐子「クレジット市場の発展に関する一考察」『日銀レビュー・シリーズ』2005年3月p.3.

国) が異なると、第3図のように債権者からみた信用リスクの対象がA国からB国に変化したことになる⁹⁾。したがって最終リスクベースでの国別与信額も変化する

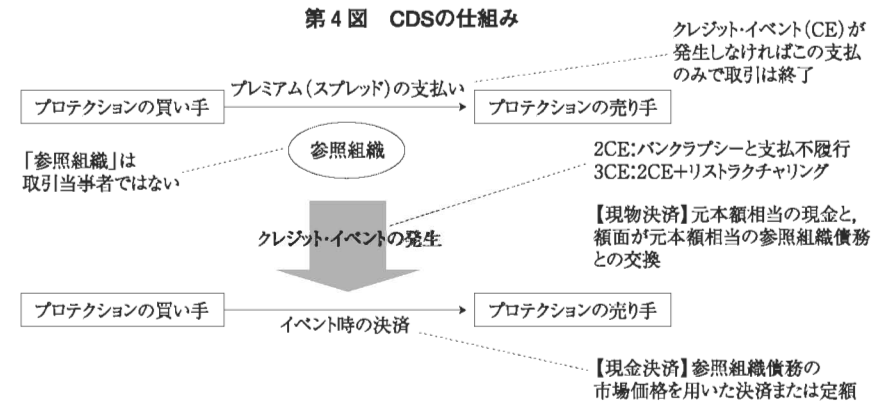
9) 平野・早川・齋藤・重見，前掲論文，pp.3-5.

ることになり、信用リスクに分類されるカントリーリスク計測においても、それを反映させる必要が出てくることになる。

(2) クレジット・デリバティブ取引

クレジット・デリバティブ (Credit Derivative) とは「信用リスクを対象とする金融派生商品」を指し、オフバランス取引としては最も基本的な取引であるCDS (Credit Default Swap) , オンバランス取引ではクレジットリンク債を挙げることができる。日本の金融機関におけるクレジット・デリバティブ取引残高は、1998年107億ドル、2001年263億ドル、2004年784億ドルに急拡大¹¹⁾し、本邦金融機関も新たな収益源として積極的に取り組んでいることがわかる。

クレジット・デリバティブ取引の基本となるCDSの仕組みは第4図のように示される。



〈出所〉河合祐子、「クレジット・デリバティブ市場の発展可能性」
2005年秋季証券経済学会報告資料。

CDSは企業や国等の信用リスクを対象とする「プロテクション」を売買する

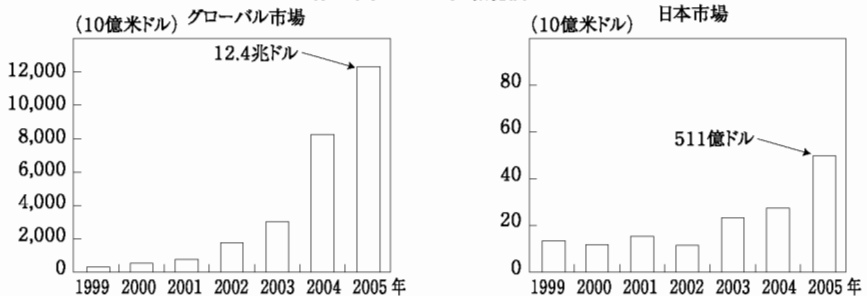
10) 中山貴司・河合祐子「クレジット市場の発展に関する一考察～クレジット・デリバティブ市場を中心に～」『日銀レビュー・シリーズ』2005年3月, pp.1-6.
11) 種村・末松・抑・森成「わが国の外為・デリバティブ市場の最近の動向～BISサーベイの特徴点～」『日銀レビュー・シリーズ』2005年1月, p.4.

デリバティブ取引である。¹²⁾ プロテクションの売り手に対して買い手は「プレミアム（契約上は「固定金利」と呼ぶ）」を支払う。対象とする「参照組織（信用リスクの主体）」が倒産した時や、支払が行われなかった時に、これが契約上の「クレジット・イベント（Credit Event,CE）」と認定されれば、プロテクションの買い手に対して売り手から支払決済が実施される。クレジット・イベントが発生しなければ、プレミアムの支払のみで取引は終了する。したがって「プロテクションの買い手」は、対象となる企業や国が支払いをした時に保証を受けられるのと引き替えに、保証料を支払う保証契約に似た経済効果を得ることが可能となる。

CDSはオフバランス取引であり、「プロテクションの売り手（リスクの取り手）」は投資元本が不要で、「プロテクションの買い手（リスクのはずし手）」は空売りが容易である。またストラクチャリング・コストも安い。しかし2当事者間の取引であり、「参照組織」はCDS取引の存在を知らないし、現物取引からの切り離しが行われ、時価評価されるデリバティブ取引でもある。

CDS市場の全世界と日本の市場規模は、第5図に示されている。CDSは1990年代半ばに欧州でユーロ債券市場に関係した取引が行われたとされているが、1997年にCDSのトレーディングが拡大し、アジア銘柄にも広がり、1997年から

第5図 CDS市場規模



(注) 12月末時点(2005年は6月末時点。日本の当期は集計上の都合により、前期までのデータとは連続していない)
 〈出所〉グローバル:British Bankers Association (1999~2000年)を基に計算,ISDA (2001~2004年)
 日本:デリバティブ取引に関する定例市場報告

12) 中山貴司・河合祐子, 前掲論文, p. 2.

98年にかけてアジア危機、ロシア危機で「クレジット・イベント」が発生した。しかし現物決済による価格決定の困難が顕在化し、CDS市場は現物決済に移行した。そして同時期、BIS自己資本比率規制対策として、邦銀や欧州銀行融資ポートフォリオをベースとするCDS等クレジット・デリバティブ取引が活発化した。ところが1999年頃、日米欧各国で、自己資本比率対策としての短期コール付きクレジット・デリバティブ取引は、リスク削減策として認めない方向となった。

しかしながら第5図に示されているように2000年から02年にかけての米大手企業破綻を契機に、信用リスク管理が注目を集め、クレジット・デリバティブ取引のヘッジ利用が拡大をした。日本でもマイカル破綻や株価下落等でプレミアム（スプレッド）が拡大しトレーディング市場規模が増大した。その後紆余曲折を経てグローバル市場は2005年6月時点で12.4兆ドル、日本市場でも511億ドルにまで拡大し、¹³⁾ カントリーリスク評価でも無視できない状況になっている。

4. 海外銀行の現地通貨建て現地向け与信増加

(1) BIS報告国の地域別クロスボーダー市場

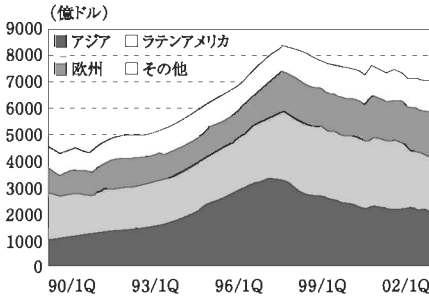
BIS与信統計で海外拠点の現地における現地通貨建ての与信、いわゆる「地場与信」は、参考計数として扱われてきた。この理由としては各国銀行による発展途上国での地場与信が、従来は例外的で、「本店からのクロスボーダーや外貨建てでの与信によるものが中心であったことが挙げられる」¹⁴⁾。

しかし第6図、第7図に示されるように、1990年代後半以降は、発展途上国地場銀行買収等により、先進諸国銀行が発展途上国の地場市場に参入するようになった。地場与信について、従来は前述のような理由で与信総額のみを発表してきた（日本は独自に海外支店及び海外現地法人の非現地通貨建て現地向け与信残高以外に、参考計数として「現地通貨建て現地向け債権債務残高」を公表してきている）。しかしながら、2005年からのBIS与信統計では第7図のように地場与信の拡大を背景に、地場与信についても、クロスボーダー与信と連

13) 河合祐子，前掲報告資料，中山・河合，前出論文，p.1.

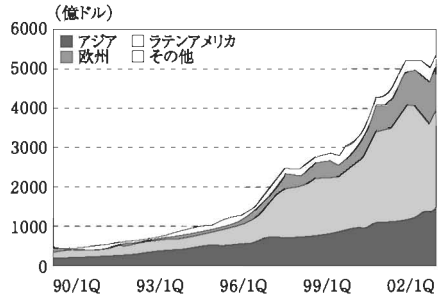
14) 平野・早川・齋藤・高見，前掲論文，pp.1-6.

第6図
B:S報告国の地域別
クロスボーダー与信(ストック)



(注) 外貨建て現地向け与信を含む。
(出所) BIS国際与信統計

第7図
B:S報告国の地域別
現地通貨建て現地向け与信(ストック)



(出所) BIS国際与信統計

結し、最終リスクベースで部門(セクター)毎に与信額を公表することになった。¹⁵⁾

BIS国際与信統計によると第6表のように発展途上国へのクロスボーダー与信は東南アジア通貨危機が発生した1997年をピークに残高が減少している。これに対し地場与信は第7表のように1990年代後半以降急増し、最近ではクロスボーダー与信に匹敵するほどになっている。これは報告銀行の連結ベースの対象に発展途上国の地場銀行が含まれるようになったことが大きいものの、①アジア金融・通貨危機を経験し、アジア・太平洋諸国がドルの為替リスクを強く認識するようになったこと、②アジア・太平洋諸国の多くで危機以後、国内金利がドル金利に対し相対的に低下した¹⁶⁾こと、等が挙げられる。先進国銀行にとり現地通貨建て与信は、アジア金融・通貨危機以前とはまったく異なる重要性を持つようになったといえるだろう。

5. BIS国際与信統計の拡充・整備

15) 平野・早川・齋藤・高見, 前掲論文, p.3.

16) 井上伊知郎「先進国銀行アジア支店による現地通貨建て貸付の高まりについて—最近のBIS国際与信統計の拡充を手がかりとして—」『エコノミクス』第7巻第4号, 2003年3月, pp.87-90.

（1）BIS国際資金取引統計

BISの国際統計の中で国際与信統計と並んで重要なものとして「BIS国際資金取引統計（Locational International Banking Statistics）」が挙げられる。同統計は1970年代前半から作成され、銀行を通じた国際資金移動を分析するための基礎資料として広く利用されてきている。

同統計はBISが世界の主要38か国・地域¹⁷⁾（以下報告国）に所在する銀行の国際部門の債権・債務の動きをグローバル・ベースで取りまとめ、四半期末毎に公表している。報告国に所在する銀行（日本では信用金庫等を含む）が、どの国・地域（統計作成に参加していない国・地域を含む）に向けて資金を供給し、どの国・地域から資金を取り入れているかを明らかにすることを目的とした統計である。日本銀行はこの統計作成において、日本に所在する銀行の動向を取りまとめた「日本分集計結果」を独自に発表している。この結果を用いることにより、日本の銀行部門を通じた国際的資金移動を分析することも可能となる。

1970年代になり日本を含む主要先進国中央銀行は、欧州のオフショア市場での国際金融取引が拡大している状況下で、国際的資金移動の内容を従来以上に正確に把握する必要を認識し、BISを中心としたグローバル・ベースでの「BIS国際資金取引統計」作成が開始されることとなった。

日本分集計結果の対象金融機関は、日本所在の銀行中原則として「特別国際金融取引勘定（Japan Offshore Market勘定）」保有の承認を得ている銀行となっている。したがって日本の銀行の国内本支店や外国の銀行の在日支店は対象となるものの、日本の銀行の海外支店は対象外となる。例えば日本の銀行のロンドン支店は英国所在銀行とされ、「英国分集計結果」に含まれることとなる。

17) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、トルコ、英国、米国、パナマ、バーレーン、ケイマン諸島、ガーンジー、香港、マン島、ジャージー、蘭領アンチル、シンガポール、バミューダ、ブラジル、チリ、パナマ、ギリシャおよびメキシコ（2005年12月22日時点）、詳しくは日本銀行金融市場局「『BIS国際資金取引統計の日本分集計結果』の解説」『金融経済統計』2005年12月を参照のこと。

第2表 BIS国際資金取引統計における国際部門債権・債務の範囲

	外貨建て取引	円建て取引
国境を越える取引 (クロスボーダー取引)	(a)	(a)
国境を越えない取引	(b)	(c)

〈出所〉日本銀行金融市場局「『BIS国際資金取引統計の日本分集計結果』の解説」『金融経済統計』2005年7月,p.4より作成。

対象となる計数を第2表で検討することにしよう。対象計数は対象金融機関の国際部門オンバランス債権・債務である。したがって銀行の(a)国境を越える取引、(b)国境を越えない外貨建て取引から発生するオンバランスの債権・債務が対象になる半面、(c)国境を越えない円建て取引から発生するオンバランスの債権・債務は対象とならない。なお各銀行の本支店勘定を通じた自己海外支店および海外現地法人との取引から発生する債権・債務も対象となる。

報告通貨単位は、すべて百万米ドルで統一されており、米ドル以外の通貨は各報告基準時点(3, 6, 9, 12月末)における為替相場の月末終値により米ドル換算される。また対象金融機関は「外国為替および外国貿易法」に基づき「銀行等の非居住者等に対する国別債権債務に関する報告書」提出が義務づけられ、同報告書を集計することで、日本銀行は「日本分集計結果」を作成している。

主な掲載項目は、日本所在銀行が国境を越えて行う全取引から発生する債権・債務残高を、①約130か国・地域におよぶ相手先地域・国別、②部門別¹⁸⁾(銀行、非銀行)、③通貨別(取引に使用される通貨に応じて円(国境を越える取引のみ)、米ドル、英ポンド、スイス・フラン、ユーロ、その他通貨に分類)にそれぞれ分類している。また参考計数として日本所在銀行の国境を越えない取引から発生する外貨建て債権・債務残高についても、通貨別に分類している。

BIS国際資金取引統計はBIS国際与信統計に比べ、①国際銀行取引における通貨別利用状況を把握できる唯一の統計であること、②銀行所在地基準の計数で、

18) 銀行の項目には、アジア開発銀行等の地域開発銀行、香港金融庁等の公的通貨当局、外国の中央銀行も含まれる。【金融経済統計】前出解説参照のこと。

「国際収支統計」と整合的なため、国際資金取引統計と国際収支統計を組み合わせた分析を行いやすいという利点がある。

（2）BIS国際与信統計

BIS国際与信統計は、世界の主要30か国・地域¹⁹⁾（以下報告国）に本店を持つ銀行の国際的な与信状況をグローバル・ベースで四半期末毎に取りまとめた統計であり、既述のように同統計は各国の銀行システムが抱えるカントリーリスクを包括的に把握するための唯一のものとの評価が高い。

1980年代前半の中南米諸国の債務危機を契機に、先進国中央銀行は各国の銀行による国際与信状況を、今迄以上に正確に把握する必要性を認識し、1983年からグローバル・ベースのBIS国際与信統計が作成・公表されるようになった。その後発展途上国も報告国に加わり、先進国向け与信も集計対象に加わる等、多角的なカントリーリスク把握のため同統計の拡充・整備の努力が続けられている。

同統計の日本分集計結果の対象金融機関は、原則として特別金融取引勘定保有の承認を得ている邦銀（国内本支店に加え海外支店や海外現地法人を含む）である。したがって日本分集計結果から邦銀の海外支店や海外現地法人も含めた全体としての邦銀が、どの国に対してどれだけの与信を行っているかを把握することが可能となる。

統計対象計数は対象金融機関の国際部門債権であり、2004年9月公表分までは「所在地ベース」が主たるものであった。所在地ベースとは、与信対象所在地により一律に地域・国別分類をするものである。したがって米国所在の日系企業への与信も、米国所在の米国企業への与信も、米国向けとすることになる。

19) オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、シンガポール、インド、台湾、トルコ、ブラジル、チリ、パナマ、ギリシャ、オーストラリアおよびメキシコ。詳しくは日本銀行金融市場局「『BIS国際与信取引統計の日本分集計結果』の解説」『金融経済統計』2005年12月を参照のこと。

基本的には第3表のように①対象金融機関（連結ベース）の国内本支店、海外支店および海外現地法人の国境を越える取引から発生する債権〔クロスボーダー与信、(a)の部分〕、②海外における非現地通貨建て現地向け与信〔(b)の部分、海外支店や海外現地法人の国境を越えない取引から発生する非現地通貨建て債権〕が対象計数となる。この他に別項目として(c)部分の海外での現地通貨建て現地向け債権債務残高を日本分集計結果では公表している。これらの計数は連結ベースのため報告金融機関の本支店間、本支店と海外現地法人間、および海外現地法人間での取引から発生する債権は含まれない。

第3表 BIS国際与信統計（所在地ベース）における対象債権の範囲

	非現地通貨建て取引	現地通貨建て取引
国境を越える取引 (クロスボーダー取引)	(a)	(a)
国境を越えない取引	(b)	(c)

〈出所〉日本銀行金融市場局「BIS統計から見た国際金融市場—90年代における国際資金フローの変化—」日本銀行調査月報」1999年5月,p.54より作成

報告基準時点は1999年以前は6、12月末時点の報告であったが、統計の迅速化を考慮して現在では3、6、9、12月末時点の計数が報告されている。また報告通貨単位はすべて百万米ドルで、米ドル以外の通貨は各報告時点の為替レートの月末終値で米ドル換算されている。

対象金融機関は「外国為替及び外国貿易法」に基づき「国別対外債権残高報告書」の提出義務があり、日本銀行は同報告書により「日本分集計結果」を作成・公表している。

主たる掲載項目としては、邦銀のクロスボーダー与信と非現地通貨建て現地向け与信残高を、①相手先地域・国別（約120か地域・国）、②期間別（取引の残存期間に応じ、「1年以内」「1年超2年以内」「2年超」に分類）③部門別（取引相手先により「公的部門」「民間銀行部門」「民間その他部門」に分類）

20) 具体的には「公的部門」として外国政府、外国中央銀行・公的通貨当局、政府系金 ↗

に分類公表している。また邦銀の現地通貨建て債権・債務についても相手先地域・国別に分類公表している。

BISの統計のうち銀行の国際部門の債権を対象とするものには、「BIS国際与信統計」の他に既述の国際金融市場で銀行部門を通じた資金移動把握のための「BIS国際資金取引統計」がある。BIS国際与信統計は①各報告国銀行が、特定の地域・国に対する与信リスク（カントリーリスク）をどの程度抱えているかを連結ベースで把握可能である、②期間別や部門別区分について詳細なデータを獲得可能である等が、BIS国際資金取引統計にないメリットとして挙げることができる。

（3）BIS国際与信統計の2004年12月分からの抜本の見直し

1990年代後半の東南アジア通貨危機やロシア危機等の経験から、既述のようにカントリーリスク概念が変化してきている。これらを受けて「BIS国際与信統計」も2000年代から拡充・整備されてきた。そして本稿2, 3, 4で検討した国際経済の環境変化により2004年12月公表分から抜本の見直しが行われた（実際の公表2005年4月25日）。その主要な点は①報告対象銀行の対外与信額を従来の「所在地ベース」に加え「最終リスクベース」で把握する、②デリバティブ与信等を新たに集計する、③海外での現地通貨建て与信を詳細な項目毎に集計する等で、カントリーリスクや各国銀行の与信動向をより包括的にモニタリングできると期待されている。以下各ポイントについて検討していくことにしたい²¹⁾。

①所在地ベースから最終リスクベースへ

今回の見直しの最大の柱は、与信相手先の国籍分類が従来の「所在地ベース」から「最終リスクベース」を基本とするように変更されたことである。所在地ベースは、例えばある国が資本取引規制を突然導入した場合、与信先の国から資金を受領できないリスク、いわゆる「トランスファーリスク」に焦点をあてた考

金融機関・企業、地方公共団体、同出資企業等を含む。「民間銀行部門」には金融を主な業務とする民間団体が、「民間その他部門」には公的部門、民間銀行部門以外の取引先が該当する。

21) 平野・早川・齋藤・重見，前掲論文，

え方である。

しかし東南アジア通貨危機では、本国経済の危機が当該国企業の海外支店等にも波及し支払能力が問題となることがあったとされている。「最終リスクベース」は、この点に注目し、ある国が危機に陥った場合、影響を受ける可能性がある全与信額を把握しようとするものであり、近年のカントリーリスク概念と合致するものである。

最終リスクベースでは、与信対象の直接的所在地でなく、与信の最終的リスクがどこに所在するのかを基準として地域・国別分類を行うことになる。したがって海外支店への与信を本店所在国への与信とする他、保証やクレジット・デリバティブ、担保等による信用リスク移転も考慮することになる。例えば米国所在の米国企業に対する与信に英国金融機関の保証がされている時は「米国向け」ではなく「英国向け」となる。また英国金融機関のニューヨーク支店への与信は、「米国向け」ではなく「英国向け」とみなされる。

第4表で最終リスクベースの対象債権の範囲を検討しよう。第3表の所在地ベースの(a)(b)の債権に(c)の債権を加えた全部のクロスボーダー与信や海外での現地向け与信が対象の対象となる。またオフバランス与信の「デリバティブ関連与信」²²⁾「支払承諾勘定残高」²³⁾「コミット済未実行残高」²⁴⁾を「日本分集計

第4表 BIS国際与信統計（最終リスクベース）における対象債権の範囲

	非現地通貨建て取引	現地通貨建て取引
国境を越える取引 (クロスボーダー取引)	(a)	(a)
国境を越えない取引	(b)	(c)

〈出所〉「BIS国際与信統計の日本分集計結果」の解説」2005年12月。

- 22) 取引所を介しないで相対で行っているデリバティブ取引を時価評価した時に発生する「勝ちポジション」を取引相手方への与信とみなし、最終リスクベースで計上している。
- 23) 金融機関の顧客が第三者について負担する債務支払等を、金融機関が保証しているもの。他の金融機関からの借入金に対する保証、手形の保証、外国為替取引に伴う信用状(L/C)発行、債権の発行保証等の残高を最終リスクベースで計上。
- 24) コミットメントライン契約額中、融資限度額から借手の実行残高を差し引いたものを最終リスクベースで計上。

結果」では集計している。

②デリバティブ与信の把握

デリバティブ与信は既述のように無視できない規模に達しており、カンントリーリスク把握でも重要な意味をもっている。デリバティブ取引で原資産価格変動により含み益が生じた場合（勝ちポジション）取引相手方への与信発生となる。

③地場与信の統計での正式項目化

海外拠点での現地における現地通貨建て与信（地場与信）は、今回の見直しで正式項目となった。いままでは参考計数として与信総額のみを集計していたが、地場与信もクロスボーダー与信と連結して最終リスクベースで部門別に与信額を集計している。

（4）BIS国際与信統計の新統計様式

今回のBIS国際与信統計の見直しにより、第5表のような統計様式が新たに各国毎に作成されることになった。そして各国毎の集計をグローバルベースで合算・公表されることとなっている。なお日本分については、従来通り邦銀の集計分を独自に公表することになる。

第5表 2004年12月分からの新統計様式（日本集計分）

	クロスボーダー与信および現地向け与信残高				うち 現地向け	デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
	合計 (最終リスク ベース)	部門別						
		公的部門	民間銀行 部門	民間その他 部門				
相手先地域・国 合計先進国向け 発展途上国向け	①	②			③	④	⑤	⑥

〈報告対象〉邦銀本支店および海外現地法人の対外与信活動

- ①…クロスボーダー与信および海外拠点の現地向け与信の残高を最終リスクベースで分類。
- ②…与信がどのセクター向けのものであるかを最終リスクベースで分類。(②=①)。
- ③…その国向けの与信(①)のうち、海外拠点の現地での与信活動によるものの残高を計上。
統計では、与信元からみて、債権者が同じ国に所在している場合を「現地向け与信」、
違う国に所在している場合を「クロスボーダー与信」とみなす。
- ④…デリバティブ取引を時価評価した際に生じる勝ちポジションを相手方への与信とみなし、国籍別に残高を計上。
- ⑤…債務保証やL/Cの発行などによる偶発的債務の残高を計上。
- ⑥…コミットメントラインの契約額のうち、未実行の残高を計上。

〈出所〉平野・早川・齋藤・重見,前掲論文,p.2.

6. おわりに

今回のBIS国際与信統計の抜本の見直しに基づいた新統計が定着すれば、銀行の最終的対外与信リスクが、どの地域・国に集中しているのか、潜在的リスク規模はどれだけか等についてより正確な情報を提供可能となり、国際的視点での金融市場の透明性向上や安定性維持にも大いに寄与し、カントリーリスク把握にも貢献するものとなるだろう。

また今回の見直しは、報告対象金融機関が報告する計数を、実際の業務やカントリーリスクを含めたリスク管理面での各行の内部管理計数と整合的にすることが意図されている。このことは新統計の利便性をより高め、金融機関の報告負担感を軽減することにも通じるものである。

<参考文献>

- (1) The World Bank, *Global Development Finance*, Washington, DC., 2004.
- (2) 池永哲也「カントリー・リスクの把握をめぐって」『経済論叢』第158巻第6号, 1996年12月.
- (3) 井上久志『カントリーリスクの研究』東洋経済新報社, 1985年.
- (4) 大濱祐「カントリーリスク評価の構造的課題を考える (1)(2)(3)」『貿易保険』1999年5月号, 6月号, 7月号.
- (5) グローバル金融システム委員会『BIS国際銀行統計ワーキング・グループ報告書(日本銀行仮訳)』国際決済銀行.
- (6) 桜井雅夫『カントリー・リスク』有斐閣, 1982年.
- (7) 横川 新「カントリー・リスク」『ジュリスト』No.703,1979年11月1月号.
- (8) 渡辺喜一「カントリー・リスク」金融財政事情研究会, 1985年.